

令和元年度第1回
障害者総合支援法及び児童福祉法
に基づく集団指導資料

「運営基準及び実地指導における主な指摘
事項について」

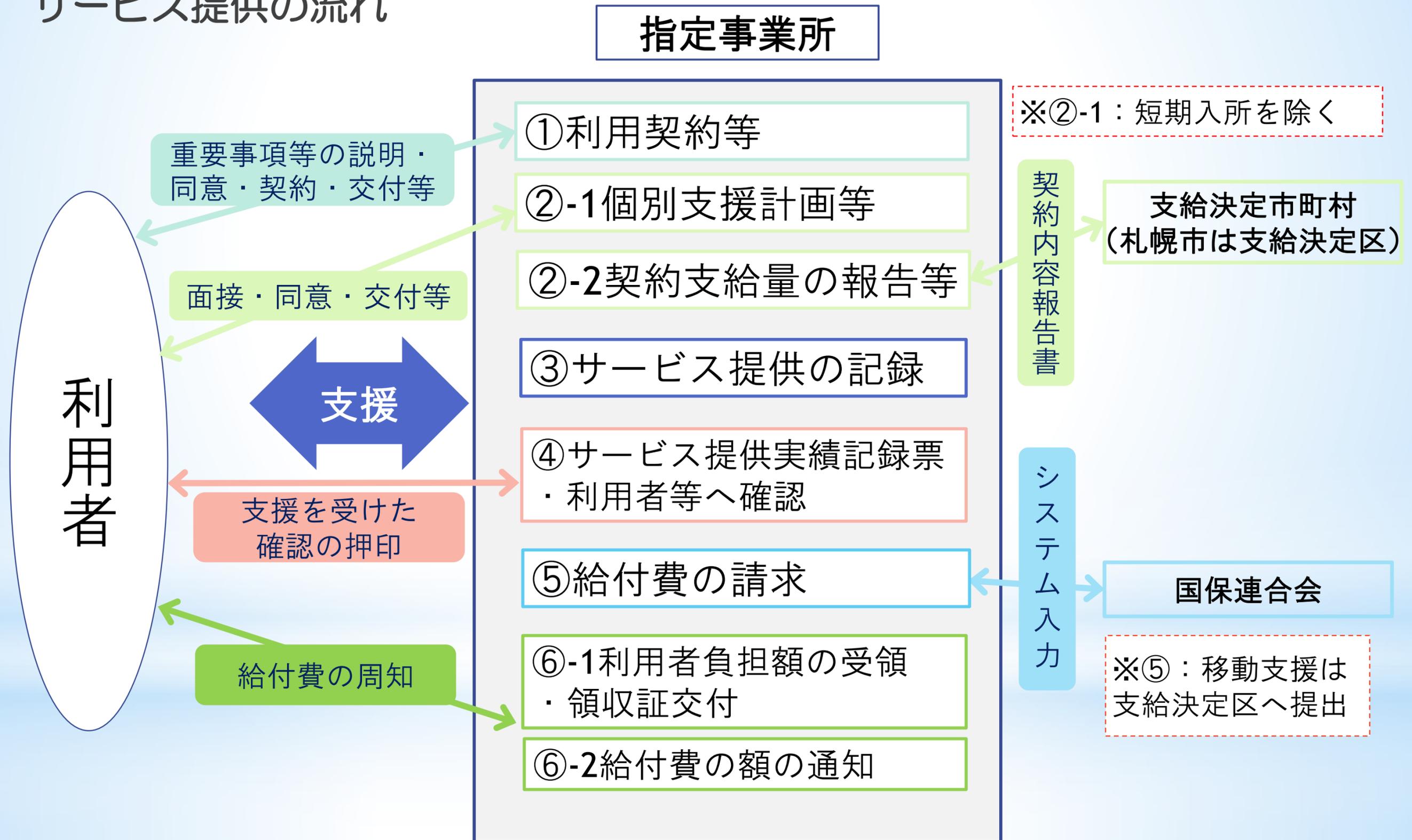
令和元年8月26日（月）
札幌市保健福祉局障がい福祉課
指導担当

目次

1 運営基準	P. 3
2 指導・監査の実施状況	P.15
3 実地指導における主な指摘事項	
(1) 運営基準に係る指摘事項	
① 運営規程	P.22
② 勤務体制の確保	P.24
③ 秘密保持、④非常災害対策	P.25
⑤ 苦情解決、会計の区分	P.26
⑥ 定員の遵守	P.27
⑦ その他の日常生活費	P.28
(2) 自立支援給付等の算定に係る指摘事項	
	P.29

4 平成30年4月施行報酬改訂	
(1) 職員欠如減算の見直し	P.30
(2) 個別支援計画未作成減算の見直し	P.31
(3) 身体拘束廃止未実施減算	P.32
(4) 同一建物等の利用者等にサービス提供した場合の減算行	P.32
(5) 支援計画シート未作成減算	P.33
(6) 開所時間減算の見直し	P.33
(7) 自己評価結果等未公表減算	P.34
5 その他の留意事項	
(1) 法人が主催する旅行への 移動支援の利用禁止	P.35
(2) 同一日の重複請求	P.36
6 自己点検表について	P.37
7 事故報告について	P.38
8 関係法令	P.40

サービス提供の流れ



サービス提供の流れ ①利用契約等

重要事項説明書

運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の申込者がサービス選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該利用申込者の同意を得なければならない。

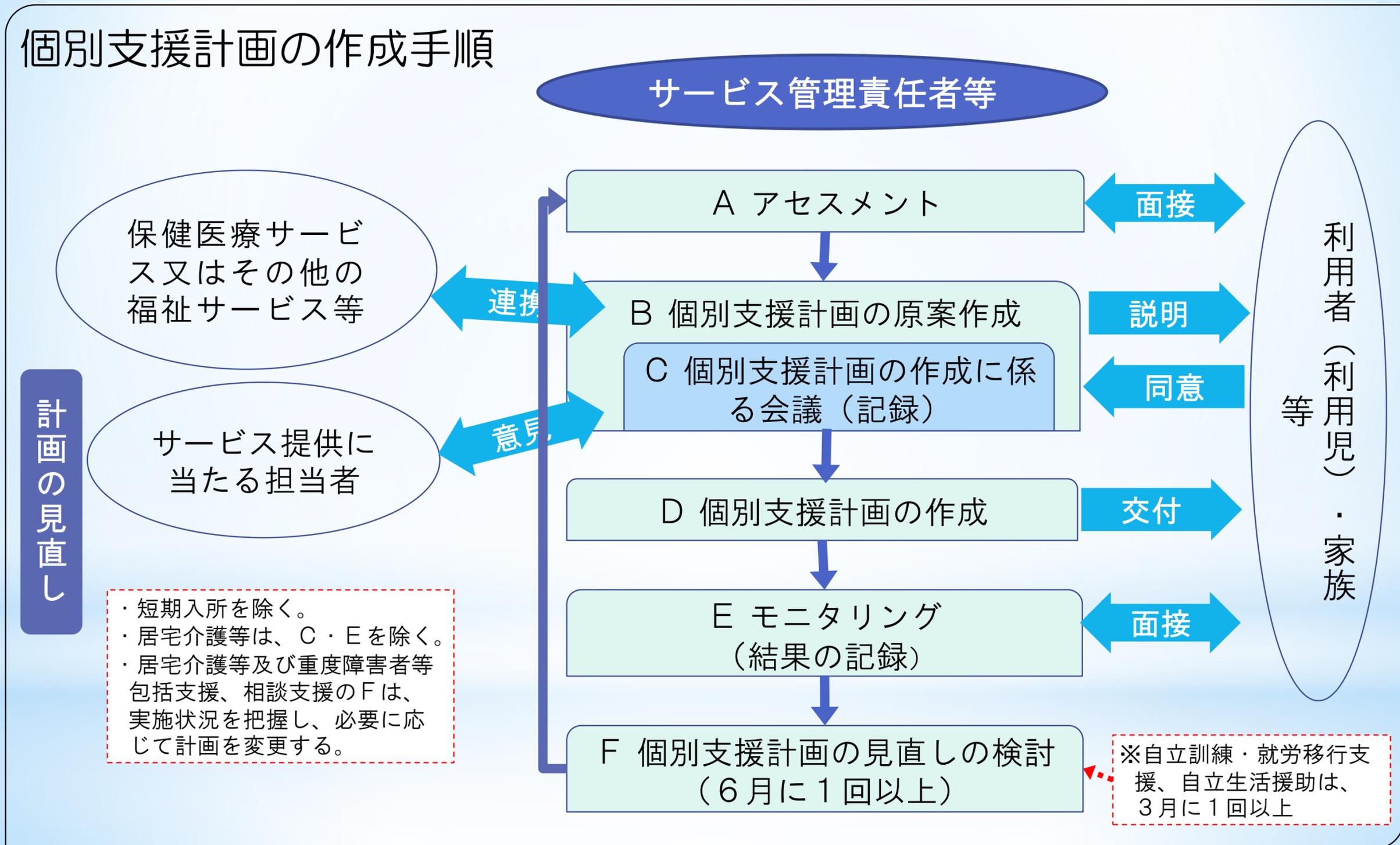
（市条例第43号第16条第1項 他）
（解釈通知 H18障発1206001号）

契約書若しくは重要事項説明書

- 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 当該事業の経営者が提供する事業の内容
- 当該事業の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 当該事業の提供開始年月日
- 事業に係る苦情を受け付けるための窓口を記した書面を交付。

（解釈通知 H18障発1206001号）

サービス提供の流れ ②-1 個別支援計画等



サービス提供の流れ ②-2 契約支給量の報告等

受給資格の確認

事業者は、サービスを提供するときは、サービスの内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を当該支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

（市条例第43号第17条、市条例第62号第16条他）

契約が終了した場合

サービスの提供が終了した場合には、その年月日を（利用者の受給者証に）記載すること。

（解釈通知 H18障発1206001号、H24障発0330-12号 他）

サービス提供の流れ ②-2 契約支給量の報告等

障害福祉サービス受給者証			
受給者証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		
居住地	札幌市豊平区旭町1丁目2番地3号		
フリガナ	サッポロ タロウ		
氏名	札幌 太郎		
生年月日	昭和42年12月31日	性別	男
フリガナ	サッポロ ハナコ		
児童氏名	札幌 花子		
生年月日	昭和55年2月14日	性別	女
障害種別	1 2 3 4		
交付年月日	平成28年8月1日		
支給市町村名及び印	札幌市豊平区 平岸6条10丁目 札幌市豊平区 011056		

折り畳み版



冊子版（カバー付）

サービス提供の流れ ②-2 契約支給量の報告等

契約内容（障害福祉サービス受給者証・地域相談支援受給者証記載事項）報告書

平成 年 月 日

（あて先）札幌市 区保健福祉部長

事業者番号	
事業者及びその事業所の名称 代表者	

下記のとおり当事業者との契約内容（障害福祉サービス受給者証・地域相談支援受給者証記載事項）について報告します。

記

報告対象者

受給者証番号	
支給決定障害者（保護者）氏名	
支給決定に係る障害児氏名	

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始期	理由
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供を終了する事業者記入欄の番号	提供終了日	提供終了月中の終了日までの既提供量	既契約の契約支給量でのサービス提供を終了する理由
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更

契約支給量の報告等

事業者は、サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しなければならない。

（市条例第43号第17条、市条例第62号 他）

契約内容報告書は、必ず支給決定区へ提出してください。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/seikyu.html>

札幌市 契約内容報告書

検索

契約内容（障害福祉サービス証・地域相談支援受給者証記載事項）報告書

サービス提供の流れ ③サービス提供実績記録票

1. サービスの提供の都度記録する

事業者は、サービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

2. 利用者から確認を受ける

- 事業者は、1の規定による記録を行うときは、サービスを提供した
ことについて、支給決定障害者等から確認を受けなければならない。

(市条例第43号第26条、市条例第62号第24条 他)

- 事業者は、原則としてサービスを提供した都度、その実績を記録
(サービス実績記録票) し、その内容を利用者等に確認並びに押印
又は自署を求める。(介護給付費等に係る請求等事務の手引き(平成29年2月版))

サービス提供の流れ ④提供したサービスの具体的内容に関する記録

サービスの提供の記録

(記載内容)

1. サービスの提供日及び提供時間
2. 利用者名及びサービスを提供した従業者名
3. サービスの種類
4. 提供した具体的なサービス内容
5. 利用者の心身の状況
6. その他利用者へ伝達すべき必要事項

「サービス提供記録」や「実施記録」「支援記録」などと呼ばれています。様式は任意です。

サービス提供の流れ ④提供したサービスの具体的内容に関する記録

サービスの提供の記録

1. 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。
2. 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。
3. 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

※本市の調査時にサービス提供の記録を作成することなく、又は著しく不足している状態で自立支援給付費を請求していることが判明した場合は、適正なサービス提供がされたことを確認できないことから、自立支援給付費の返還対象となる場合がありますので、十分ご留意ください。

サービス提供の流れ ⑤給付費の請求

国保連への請求

給付費の請求について、サービス提供時の記録、サービス提供実績記録票などの内容を確認しながら請求すること。

- サービス提供日時
- 送迎の記録
- 食事の提供の記録
- 欠席時の記録 など

サービス提供の流れ

⑥-1 利用者負担額を受領・領収証交付、⑥-2 給付費の額の通知

利用者負担額等の受領

規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

(市条例第43号第28条第4項、市条例第62号第26条第5項 他)

介護給付費の額に係る通知等

法定代理受領によりサービスに係る介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の額を通知しなければならない。

(市条例第43号第30条第1項、市条例第62号第28条第1項 他)

実地指導

実地指導（指定後3年又は突然）

指定後、3年に一度を目途に事業所に訪問して、帳簿書類を確認し、法令に定めるサービスの取扱いと自立支援給付の請求等に関する事項について周知します。請求に過誤があった場合は、過誤調整を指導する場合があります。

また、あらかじめ通知したのでは、日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、突然、実地指導を行うことがあります。

<事前提出資料>

運営規程
契約書
重要事項説明書
勤務表
自己点検表
防災に関する自己点検表

H30
実施件数

146事業所

監査

サービス等の内容について、行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等の給付に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

○ 主な監査理由

- 水増し、架空請求の疑いがあった
- 指定申請時の提出書類に詐称の疑いがあった
- 人員配置基準を満たさずに給付費を請求した疑いがあった
- 従業者の利用者に対する虐待行為の疑いがあった
- 実地指導の改善報告が未提出であった

○監査の実施件数と行政処分

実施年度	実施件数 (単位：事業所)	行政処分	
		取消	効力停止
平成26年度	22	1	1
平成27年度	12	0	0
平成28年度	8	5	0
平成29年度	4	1	1
平成30年度	3	0	1

○指定取消等の事由

- 障害者等のために忠実に職務を遂行していない
- 給付費の不正請求
- 報告、帳簿書類の不提出、虚偽報告

通報・苦情

○通報・苦情の受理件数

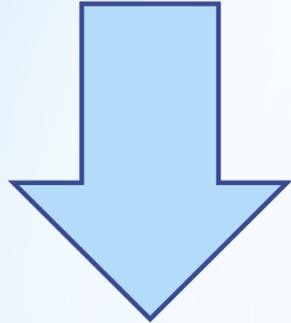
実施年度	受理件数
平成26年度	198件
平成27年度	257件
平成28年度	318件
平成29年度	287件
平成30年度	387件

○ 通報・苦情の主な内容

- ・サービスの提供内容に関すること
- ・事業所や従業員の対応に関すること
- ・事業所の人員配置に関すること
- ・請求の適・否に関すること

障がい者虐待の防止

- 身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、放棄、放置

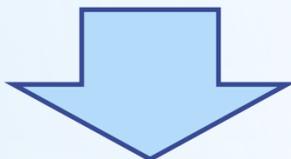


通報義務

事業者には、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、市への通報義務があります。

- 報告徴取

市から報告徴取を指示する等、事実確認が行われ、障がい者虐待があった場合には、改善指導を行います。



障がい者虐待があった場合

- 改善指導

- 虐待防止改善計画の作成
- 第三者による虐待防止のための委員会の設置
- 改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックする等があります。
- 指導に従わない場合には、勧告・命令、指定取消等の処分が行われることがあります。

そもそも虐待を発生させないために（1）

- 早期発見
 - ・ 身体に不自然な傷やあざなどはないか？
 - ・ 家族や他の利用者、職員に急に怯えるような態度を取るようになっていないか

- 日常的な支援場面等の把握
 - ・ 管理者による現場の把握
 - ・ 業務実態の把握

そもそも虐待を発生させないために（2）

- 風通しの良い職場づくり
 - 相談しやすい雰囲気づくり
 - 課題や悩みを抱え込まず、職場の内外を問わず相談・協力し合える職場環境
 - 職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげる

- 具体的な環境整備
 - 事故、ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用
 - 苦情解決制度の利用
 - サービス評価や相談支援専門員等外部の目の活用

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

① 運営規程

次の事項は必ず運営規程に定める

- 事業の目的及び運営の方針
- 従業者の職種、員数及び職務の内容
- サービスの内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 緊急時における対応方法
- 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- その他（詳細は自己点検表で確認してください）

（市条例第43号第38条、市条例第62号第40条他）

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

① 運営規程

営業時間

運営規程に記載している営業日時やサービス提供時間などの記載が利用契約書、重要事項説明書と異なっている。

虐待防止の措置

虐待防止の措置の記載が不足している。

- 虐待の防止に関する責任者の選定
- 成年後見制度の利用支援
- 苦情解決体制の整備
- 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(市条例第43号第38条、市条例第62号第40条他)

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

② 勤務体制の確保

雇用契約書

一部の従業員の雇用契約書を作成していないので、事業所の従業員によるサービスであることを確認できない（ボランティア従事、他の事業所の従業員が従事している等。）。

（市条例第43号第40条第2項 他）

勤務表

勤務表を作成していない。又は勤務表に日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を記載していない。

（解釈通知H18障発1206001号他）

研修

従業員に対する研修を実施していない。または実施した記録がない。

（市条例第43号第40条、市条例第62号第41条他）

3 実地指導における主な指摘事項

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

③ 秘密保持

秘密保持の誓約書

秘密保持の誓約書を徴していない。あるいは誓約書内に「退職後においても秘密を漏らしてはならない」という記述がない

(市条例第43号第43条第2項 他)

④ 非常災害対策

非常災害対策

過去(実地指導のない年度)の避難訓練の実施の記録が確認できない。
非常災害時の対応マニュアルなどが整備されていない。

(市条例第43号第71条、市条例第62号第43条他)

非常災害に関する自己点検表

札幌市 障害 自己点検表

検索

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

⑤ 苦情解決、会計の区分

苦情解決

苦情を記録していない。

苦情解決の手順（マニュアル）が整備されていない。

（市条例第43号第46条、市条例第62号第53条 他）

会計の区分

事業所ごとに経理を区分していない。

障害福祉サービスの事業ごとに会計を区分していない。

（市条例第43号第48条、市条例第62号第56条 他）

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

⑥ 定員の遵守

定員の遵守

就労継続支援事業所で、定員超過利用減算に該当しない範囲で、定員超過が恒常的になっている。

＜定員超過利用減算＞

- 1日当たりの利用者が、定員が50人以下の場合は、当該定員の150%を超過している場合と
- 過去3か月の平均利用人員が、定員の125%を超過している場合



定員超過利用減算に該当しない範囲であっても、定員超過が恒常的にならないようにする。

(平成18年10月31日障発第1031001号)

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

⑦ その他日常生活費

その他の日常生活費

送迎加算を算定しているにもかかわらず、利用者から送迎費用を徴収している。



送迎加算を算定している場合、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限り、利用者から送迎費用を徴収できる。

(障害福祉サービス等における日常生活費に要する費用の取扱いについて(平成18年障発第1206002号))

(2) 自立支援給付等の算定に係る指摘事項

① 福祉・介護職員処遇改善加算

福祉・介護職員処遇改善計画書について、全ての福祉・介護職員に周知していない。

処遇改善に要した費用を、全ての福祉・介護職員に周知していない。

② 特定事業所加算

サービス提供に当たり、利用者に関する情報等を伝達した文書を残していない。

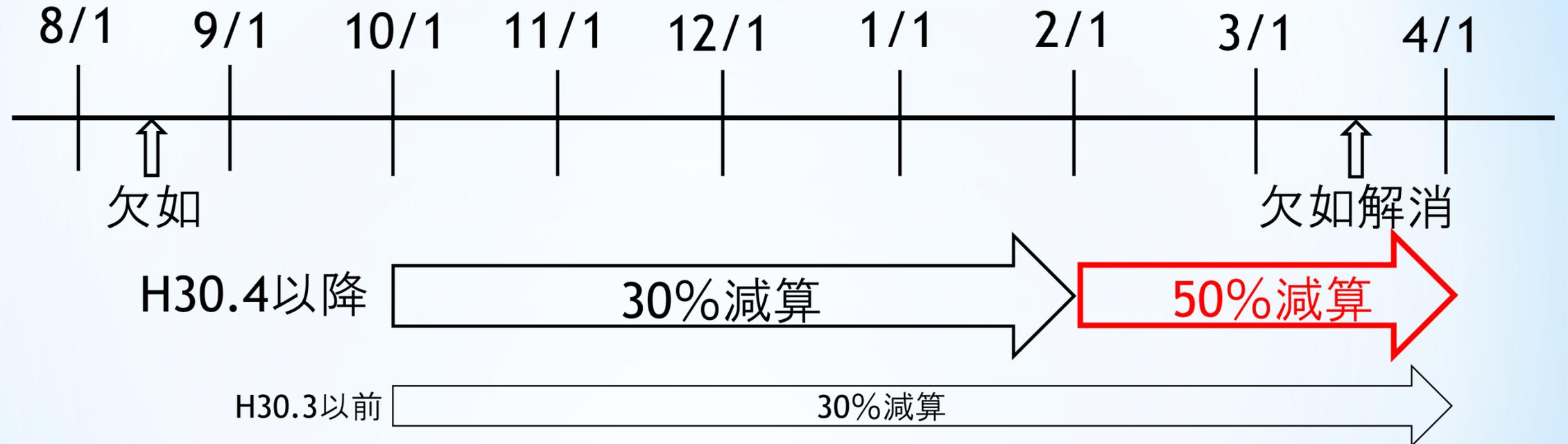
(H18厚労省告示543号、H24厚労省告示270号)

(H24障障発0330-5号)

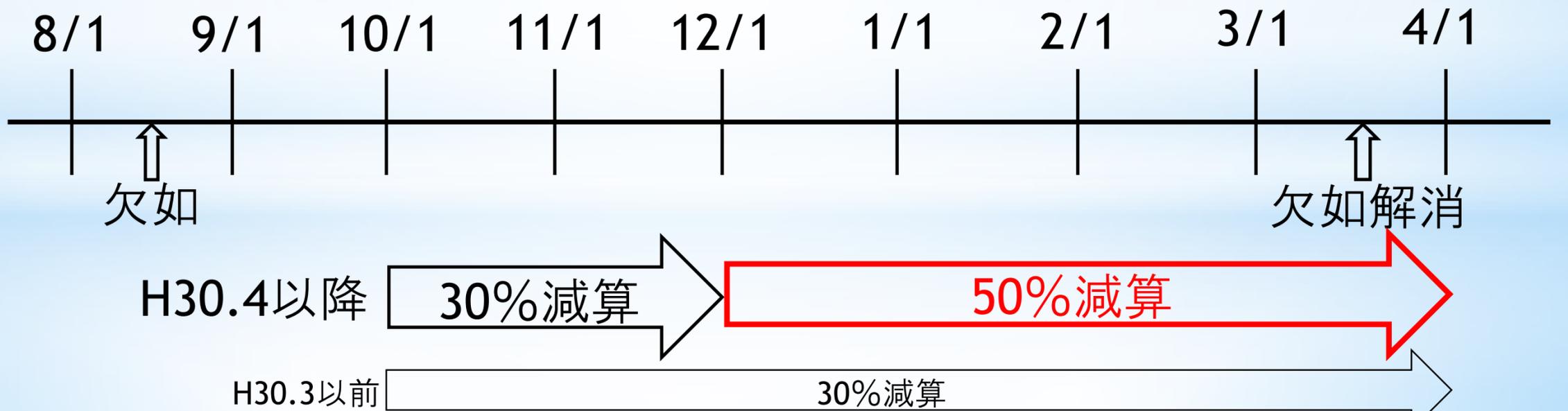
※地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は対象外

(1) 職員欠如減算の見直し（訪問系を除く）

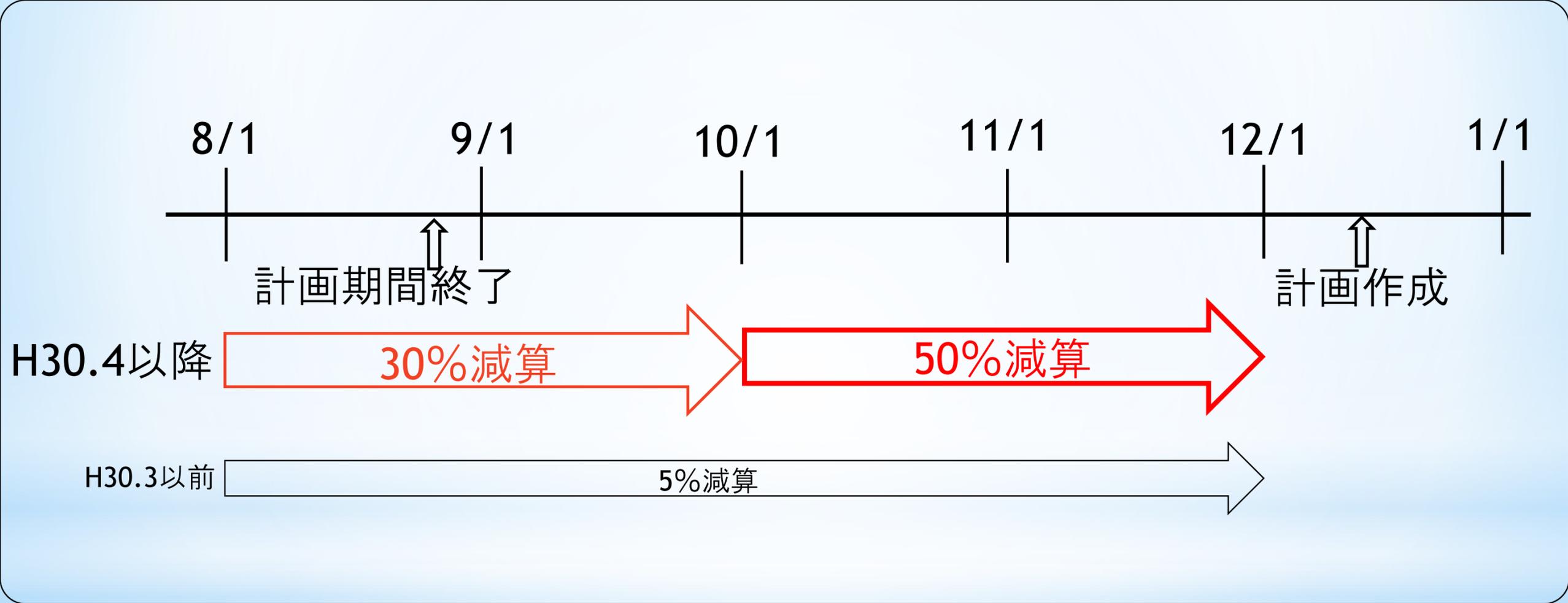
・ サービス管理（提供）責任者



・ サービス提供職員



(2) 個別支援計画未作成減算の見直し（訪問系を除く）



(3) 身体拘束廃止未実施減算（訪問系を除く）

身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

➡ 利用者全員について 5単位/日 減算

(4) 同一建物等の利用者等にサービス提供した場合の減算(居宅介護)

イ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

➡ 10%減算

□ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

➡ 10%減算

ハ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）

➡ 15%減算

(5) 支援計画シート未作成減算（行動援護）

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない。

➡ **5%減算**（平成30年3月31日までの経過措置を廃止）

(6) 開所時間減算の見直し（生活介護）

運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合

イ 営業時間4時間未満 30%減算 ➡ **50%減算**

ロ 営業時間4時間以上6時間未満 15%減算 ➡ **30%減算**

短時間利用減算（新設）

前3月の平均利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まない）の利用者の割合が事業所の全利用者の50%以上の場合

➡ **30%減算**

(7) 自己評価結果等未公表減算
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

自己評価結果等が未公表の場合。

➡ 15%減算 (平成31年4月1日から適用)

(1) 法人が主催する旅行への移動支援の利用禁止

事業者が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできるか？



移動支援は、利用者の発意による外出が原則であり、移動支援事業所（運営法人を含む。）が主催する行事等については、移動支援の対象とはならない。

移動支援に含まれないと考えられる事例

①移動支援事業所等のイベント

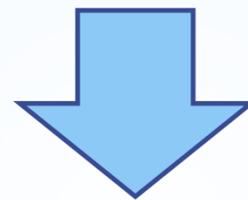
移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合

②事業者主催の行事

移動支援は利用者の発意による外出が原則である。事業者が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動については、移動支援の対象とならない

(2) 同一日の重複請求

障害児通所支援給付費について、複数の事業者が同一利用者の基本報酬を同一日に重複して請求している事例やA事業所が国保連請求した日にB事業所で欠席時対応加算の国保連請求を行っていた。



障害児通所支援では、同一日における複数事業所からの請求は認められない。

札幌市障害福祉サービス事業者等自己点検表

自己点検表とは

「自己点検表」は、事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法についての点検を行うことができるものとなっています。

より質の高いサービス提供のために、この自己点検表を積極的に活用ください。

事業者の責務

障害福祉サービス等の事業者等が利用者に適切な障害福祉サービス等を提供するために、条例等に定められた人員、設備運営等に関する基準及び障害福祉サービス等に要する費用の算定に関する基準を遵守する必要があります。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html>

※実地指導の際には、事前に提出が必要が必要な書類です。

札幌市 障害 自己点検表 **検索**

事故等発生状況報告書

入所者または利用者に対するサービス提供中の事故等が発生した場合、「事故等発生状況報告書」により市へ報告してください。

【報告の範囲等】

サービス提供中の事故については、送迎・通院等の間を含み、事業者の過失の有無を問いません。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html>

札幌市 障害 事故報告

検索

1. 重大な事故等

- (1) 入所者等の死亡事故
- (2) 役・職員の不法行為（預かり金着服・横領等）
- (3) 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）
- (4) 入所者等の不法行為
- (5) 入所者等の失踪・行方不明（捜索願を出したものの）
- (6) 火災（消防機関に出動を要請したもの）
- (7) その他(1)～(7)以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）



直ちに報告

2. 上記1以外の事故

- (1) 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
- (2) 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
- (3) 無断外出・外泊（見つかった場合）
- (4) その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）



事故発生後（又は事故発覚後）
30日以内に報告する

8 関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害福祉サービス及び移動支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年11月7日法律第123号） ○社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号） ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
	報酬告示 札幌市告示	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号） ○札幌市移動支援事業実施要綱第9条の規定に基づく費用の額の算定に関する基準（平成26年札幌市告示第859-8号）
	留意事項通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
	条例	○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年10月3日札幌市条例第43号）
	要綱	○札幌市移動支援事業事業者登録要綱（平成18年9月26日保健福祉局理事決裁）
	ガイドライン	○札幌市移動支援事業 移動支援ガイドライン（平成30年4月札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課）

8 関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害者支援施設	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年11月7日法律第123号） ○社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号） ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号）
	報酬告示	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
	留意事項通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
	条例	○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年10月3日札幌市条例第43号）

8 関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害児通所支援 障害児入所支援	法律	○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） ○社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号） ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
	基準省令	○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号） ○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）
	解釈通知	○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号） ○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）
	報酬告示	○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号） ○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）
	留意事項通知	○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）
	条例	○札幌市児童福祉法施行条例（平成24年12月13日札幌市条例第62号）

8 関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
地域相談支援 計画相談支援 障害児相談支援	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年11月7日法律第123号） ○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） ○社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号） ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号） ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号） ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号） ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号） ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）
	報酬告示	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第124号） ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第125号） ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第126号）
	留意事項通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号） ○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

自己点検表を活用して、適切な
サービス提供に努めてください。

ご静聴、ありがとうございました。

SAPPURO